

【審査基準(標準処理期間を含む。)】

所管所属	循環型社会推進課
------	----------

一般廃棄物処理施設（最終処分場に限る。）の設置許可

根拠条文

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項

一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設で政令で定めるもの(以下単に「ごみ処理施設」という。)、し尿処理施設(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。)及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者(第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。)は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(法第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第2項

(許可の基準等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項、第2項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからル

(一般廃棄物処理施設の技術上の基準)

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

(適正な配慮がなされるべき周辺の施設)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2

(一般廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2の2

(法第7条第5項第4号ニの生活環境の保全を目的とする法令)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の6

(法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルの政令で定める使用人)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7

審査基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の該当性の判断は、「平成10年7月16日付環水企第301号・衛環第63号環境庁水質保全局企画課海洋環境・廃棄物対策室長・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知」及び「平成12年12月28日付生衛発1903号厚生省生活衛生局水道環境部長通知(廃棄物最終処分場の性能に関する指針)」による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2の該当性の判断は、「平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知の第5の2」による。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の2の2の該当性の判断は、「平成12年9月28日付衛環第78号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知の第5の1」による。

上記の他、許可申請前に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例に基づく手続きが必要。

標準処理期間

標準処理期間	標準事務処理期間の内訳					備考
	受付		処理			
113日	機関	総合事務所	機関	総合事務所	113日	申請書等の告示縦覧、専門委員会及び関係市町村の意見聴取に要する日数を加えた日数
	期間	一日	期間	113日		

